



ここからは補足説明です



喫煙場所 限定

受動喫煙の問題で、喫煙場所の限定



受動喫煙の問題で、喫煙場所の限定



マナーから法律による制限に

2015年6月
労働安全衛生法68の2
「受動喫煙の防止」

6ヶ月以下の懲役
または50万円以下の罰金



2018年 健康増進法一部改正 2020年4月1日から実施

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



**20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に**



**屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に**



**喫煙室には
標識掲示が義務付けに**

秩序違反
30万円以下の過料

標識関連違反
50万円以下の過料



マナーから法律による制限に



就業規則で、喫煙の禁止(法律で定められている範囲)



マナーから法律による制限に

歩きたばこ禁止条例作つて

夏休みの自由研究で、大人のたばこ喫煙によるさまざまな書類や対策を調べてきた静岡市城北小学校四年生大石悠太君(ゆうた)が三十日、同市役所に小嶋市長を訪ね、「街を歩きながらの喫煙を禁止する条例を作つてください」と要望した。市長は「市内中心部の商店街関係者からもそつした条例を求める声が挙がっている。市役所で

**城北小4・大石君
静岡市長に要望**

としても研究していくた
い」と約束した。
大石君は「歳のころか
通院している。レストラ
ンでほかの客が吸つたば
い、夏休みの自由研
究で、たばこの害
に、たばこに含まれ
害物質や健康に与え
響、日本のたばこ消
書籍や新聞などを
見せる大石君」

各自治体による条例化

平成17年11月
静岡市
「歩きタバコ禁止条例」
の制定

違反：静岡市2000円～群馬県50000円以下

ポイ捨てをなくすため、歩きたばこの禁止条例制定



マナーから法律による制限に

就業規則で
喫煙禁止



ポイ捨てをなくすため、歩きたばこの禁止条例制定

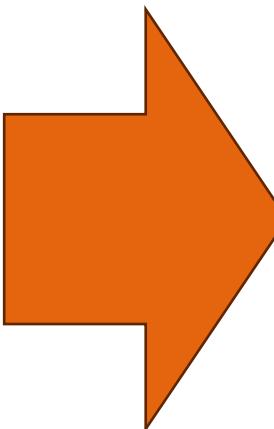


マナーから法律による制限に

就業規則で喫煙禁止事例 大手運送会社 S 社の例

1900年代

一部営業所で先行実施
(各営業所約50台～200台)



2009年

全国すべての集配車を
対象に車内禁煙を宣言
(約2万6千台全て)

就業規則で喫煙禁止(法律で定められている範囲)



補足 【車内禁煙】 常識化の理由

交通事故リスクの軽減

→ 喫煙中の片手運転や注意散漫を防止。

受動喫煙の防止

→ 非喫煙者の健康被害や苦情を回避。

荷物への臭い移り対策

→ 食品や衣類などへの臭い移りを防ぐ。

車内環境の清潔維持

→ 吸い殻・ヤニ汚れ・焦げ跡などの防止。

車内環境の清潔維持

→ 吸い殻・ヤニ汚れ・焦げ跡などの防止。

健康経営の推進

→ 喫煙習慣の改善を促し、社員の健康を守る。

企業イメージの向上

→ 安全意識・衛生意識の高い企業として信頼を得る。

採用・定着への効果

→ クリーンな職場環境を求める若手人材に好印象。